

水源地域活性化小中学校等出前授業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「かながわ水源地域活性化計画」(以下「活性化計画」という。)に基づく、教育活動を通じた共通理解の促進のため、神奈川県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る)、特別支援学校(以下「小中学校等」という。)が行う、水源地域及び水源環境保全の重要性への理解促進に関連する事業に対し、講師を派遣すること(以下、「出前授業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、水源地域とは、相模原市緑区の一部(城山地区、津久井地区、相模湖地区、藤野地区)、山北町、愛川町、清川村をいう。

(派遣対象事業)

第3条 この要領において派遣対象とする事業は、次の各号のいずれも該当するものとする。

- (1) 学年又は学級若しくは部活動等の単位で実施されるものであること
 - (2) 水源環境の保全や水資源の重要性の理解促進の機会と認められるものであること
- 2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものは、派遣対象事業としない。
- (1) 国又は他の地方公共団体からの助成を受けている事業
 - (2) 土地水資源対策課長が本制度の趣旨にふさわしくないと認める事業

(実施方式)

第4条 出前授業の実施方式は原則対面とするが、必要に応じてオンラインによる実施も可能とする。

2 実施時間は概ね 60 分程度とし、小中学校等の希望する時間とする。

(講師)

第5条 講師は、「かながわ水源地域の案内人」として水源地域活性化推進協議会により登録された個人又は団体のうち、別に定めるところにより、講師として登録した者とする。

(派遣申込み)

第6条 講師の派遣を希望する小中学校等は、土地水資源対策課に事前相談の上、派遣希望日の概ね 2 か月前までに水源地域活性化小中学校等出前授業講師派遣申込書(第1号様式)により土地水資源対策課長へ申し込む。

2 申込み受付は先着順とする。

(派遣決定)

第7条 派遣決定に係る手続きは、次のとおりとする。

(1) 講師の選定

土地水資源対策課長は、小中学校等から提出された申込書の内容を踏まえ、講師を選定し、講師に派遣への承諾意向を確認する。

(2) 派遣意向の回答

講師は、意向の確認があった日から概ね 10 日以内に水源地域活性化小中学校等出前授業講師派遣意向回答書（第 2 号様式）により、承諾又は不承諾の意思を土地水資源対策課長に対し回答する。

(3) 調整結果の通知

講師からの回答を受け、土地水資源対策課長は、小中学校等に水源地域活性化小中学校等出前授業調整結果通知書（第 3 号様式）により結果を通知する。通知に際し、土地水資源対策課長は出前授業に係るアンケートの実施を小中学校等に依頼することができるものとする。

2 前条の申込みが次の各号に該当する場合は、講師派遣を行わない。

- (1) 水源地域及び水源環境保全の重要性への理解促進と関係のない事業であると土地水資源対策課長が判断した場合
- (2) 申込みをした小中学校等において、既に同一内容で同一年度内に本事業を実施している場合
- (3) 希望する出前授業に対して派遣承諾ができる講師がいない場合
- (4) 第 11 条の謝金を講師に支払うことができない場合
- (5) その他、実施が不適当だと土地水資源対策課長が判断した場合
(実施計画)

第 8 条 小中学校等は、事業実施日の 7 日前までに、「水源地域活性化小中学校等出前授業実施計画書」（第 4 号様式）により、事業内容を報告する。
(実施報告)

第 9 条 小中学校等は、事業完了の日から 14 日を経過した日又は事業実施年度の 3 月 31 日のうち、先に到来する日までに、実施状況を水源地域活性化小中学校等出前授業実施報告書（第 5 号様式）に事業の実施状況が確認できる書類を添えて、土地水資源対策課長に報告する。

(変更及び中止)

第 10 条 第 7 条に基づく派遣決定を受けた出前授業について、内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに講師に通知するとともに、水源地域活性化小中学校等出前授業（変更・中止）届出書（第 6 号様式）を土地水資源対策課長に提出するものとする。

ただし、実施時間、実施場所、参加者数等の軽微な変更については、この限りでない。

(謝金)

第 11 条 土地水資源対策課長は、第 9 条の規定による実施報告により、事業の完了を確認したのち、別に定める基準に応じて、予算の範囲内において講師に謝金を支払うものとする。

(雑則)

第 12 条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は土地水資源対策課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月12日から施行する。